

労働派遣法に基づくマージン率等の情報提供

労働者派遣法第23条第5項の規定に基づき、弊社の労働派遣の実績、派遣労働者数、派遣先数、派遣料金等の労働派遣事業の状況に関する情報を定期致します。

許可番号 派12-300869
事業所の名称 三鬼産業株式会社
事業所の所在地 千葉県市原市姉崎775-1

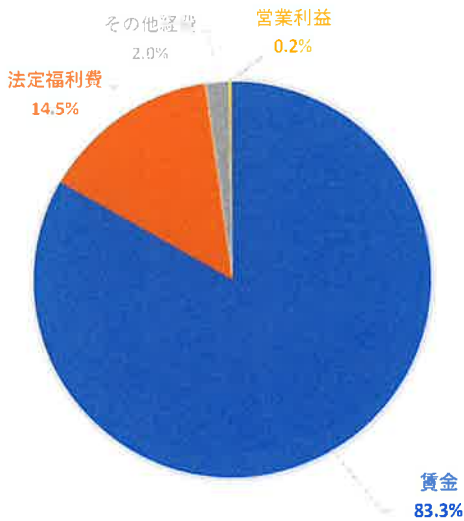
1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

対象期間 2024/4/1～2025/3/31

派遣労働者数	41人（3/31時点 39名）
派遣先の事業所数	3社
労働者派遣の賃金	¥18,173（1日7.5時間当たりの平均）
派遣労働者の賃金	¥15,143（1日7.5時間当たりの平均）
マージン率	16.7%

※マージン率＝（派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額）÷派遣料金の平均額

派遣料金の内訳（マージン率）



【マージン率に含まれるもの】

雇用主として負担する社会保険料（労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等）
健康診断に充当した費用
派遣労働が取得する年次有給休暇、慶弔休暇に充当した費用
労働派遣者の資格取得や研修参加費に充当した費用
営業・管理採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
通信費をはじめとする諸費用
交通費
営業利益

【教育訓練に関する事項】

入社時研修(情報セキュリティ、職種別教育訓練等)、ビジネスマナー研修、OJT訓練、各種資格取得制度、eラーニング、フィードバック面接

【労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項】

労働協定を締結しているか否か：労使協定を締結している
労使協定対象労働者の範囲：すべての派遣労働者
労使協定の有効期間：2024年4月1日～2025年3月31日